

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条の規定により、加茂郡及び可児郡（白川町及び東白川村除く）における特定計量器（ひょう量５ｔ未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和７年９月２日

岐阜県知事 江崎 禎英

町 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
川 辺 町	令和７年 １０月 ２日 (木)	午前１０時３０分から 午後２時３０分まで	川辺町中央公民館 (１Ｆ研修室) (川辺町中川辺1518-4)	川辺町
八 百 津 町	１０月 ７日 (火)	午後０時３０分から 午後１時３０分まで	久田見出張所 (八百津町久田見2745-2)	久田見 福 地 潮 南
	１０月 ８日 (水)	午前１０時３０分から 午後３時まで	八百津町役場（防災センター） (八百津町八百津3903-2)	和 知 八百津 錦 津
七 宗 町	１０月 ９日 (木)	午前１１時から 午後２時まで	ＪＡめぐみの神淵支店 (七宗町神淵9781)	七宗町
富 加 町	１０月１０日 (金)	午後１時から 午後２時３０分まで	ＪＡめぐみの富加支店 (富加町滝田1584)	富加町
坂 祝 町	１０月１４日 (火)	午前１０時３０分から 正午まで	ＪＡめぐみの坂祝支店 (坂祝町黒岩52-5)	坂祝町
御 嵩 町	１０月１５日 (水)	午前１０時３０分から 午後２時３０分まで	可茂総合庁舎 屋外公用車庫 (美濃加茂市古井町下古井 2610-1)	御嵩町 ※

※御嵩町につきましては、諸事情により、今回の検査のみ可茂総合庁舎（美濃加茂市）での実施となります。ご不便をおかけして申し訳ありませんがご了承願います。（次回（令和９年）は御嵩町内で実施予定です。）なお、対象の地域以外でも、どの会場でも受検可能です。